

夢洲まちづくり推進本部会議傍聴要領

1 傍聴手続

- (1) 夢洲まちづくり推進本部会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする方は、所定の時刻までに、受付を済ませ、事務局の指示を受けて、会場に入場してください。
- (2) 傍聴の定員は10名とします。なお、報道機関に対しては、別途必要に応じて記者席を設置します。
- (3) 傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から先着順で行い、開催予定時刻の5分前又は定員に達した時点で、受付を終了します。
なお、受付開始時にすでに定員に達している場合は抽選により、傍聴者を決定します。
- (4) 傍聴者及び報道機関には、会議において配布するものと同じ資料を配布します。ただし、本部長が公開すべきでないと認める資料及び法令集等、大量に準備できることが相当と認められるもの等についてはこの限りではありません。
- (5) 報道機関から取材等がある場合は、議事開始前までに限り会場内の写真撮影、録画及び録音を認めます。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会場においては、次の事項を守ってください。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話、ポケットベルなどは、受信音などを出さないこと
- (5) 写真撮影、録画、録音等は行わないこと。ただし、本部長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) その他会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議においては、本部長又は事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記2の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないとときは、退場していただく場合があります。